

浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務プロポーザル審査要領

浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 業務実績 | (5点) |
| (2) 業務の提案内容 | (75点) |
| (3) 実施体制 | (5点) |
| (4) 作業スケジュール | (5点) |
| (5) 業務経費 | (5点) |
| (6) 県が推進する施策への取組 | (5点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

令和8年3月12日(木)午後13時～(予定)

場所

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社30分以内とする。
- ② 順番は別途知らせる。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が60点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しない。

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
1 業務実績		2022 年度以降において高知土木事務所管内（浦戸湾流入河川に限る）で液状化または堤防耐震対策を含む業務実績の点数が高いかどうか	5
2 業務の 提案 内容	(1) 実施方針	業務の円滑な実施に向けて、全体の流れが適切に提案できているか	10
	(2) 検討区間・断面の設定	仕様書に定める(2)について、検討区間、検討断面について、適切な選定方法案の提案が期待できるものであるか	10
	(3) 堤防耐震性能照査および整備高の目安の検討	耐震性能照査手法について、浦戸湾流入河川堤防に関する課題を明らかにし、解決するための提案が期待できるものであるか	20
	(4) 対策工案検討	浦戸湾流入河川堤防に関して L1 津波対策を検討するうえで、課題を明らかにし、解決するための提案が期待できるものであるか。	15
	(5) 河川ごとの整備高の設定と優先度	堤防耐震性能照査及び対策工案検討の結果から河川ごとの整備高設定および優先度検討を行う際に考えられる課題を明らかにし、解決するための提案が期待できるものであるか	15
	(6) 次年度設計委託業務に関して	本業務以降に実施予定である設計業務における課題とその解決策を明らかにし、本業務完了後すぐに着手できる提案が期待できるものであるか	5
3 実施体制		業務の円滑な実施に向けて、提案された人員体制は適切なものであるか	5

4 作業スケジュール	業務の円滑な実施に向けて、提案された作業スケジュールは効率的であり、かつ、無理のない日程になっているか	5
5 業務経費	必要な経費について、積算内訳が明確に示されており、かつ、その額が合理的で安価な見積りとなっているか	5
6 県が推進する施策への取組	<p>高知県が推進する以下の施策への取組がなされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県ワークライフバランス推進企業の認証 トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしのいずれかの認証 障害者の雇用促進に関する取組 環境マネジメントシステムに関する認証 「こうち SDGs推進企業」に登録しているか 「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか 	5